

区長報告第六号

専決処分について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百八十条第一項の規定による昭和四十三年三月十八日港区議会議決（訴訟、和解および損害賠償額の決定に関する区長の専決処分について）に基づき、和解について平成二十四年十一月十三日次のとおり処分したので、同法同条第二項の規定に基づき報告する。

平成二十四年十一月二十八日

港区長 武井雅昭

記

一 件 名 庁有車の交通事故に係る和解

二 当 事 者 甲 東京都目黒区碑文谷一丁目六番二号

株式会社新東城南

乙 東京都港区芝公園一丁目五番二十五号

港区

三 事件の要旨

平成二十四年十月二十四日、港区西麻布一丁目十四番十七号付近の交差点において、甲所有の乗用車が庁有車に追突した交通事故（以下「本件事故」という。）により、当該庁有車が損傷した。

#### 四 和解条項

甲及び乙間で協議し、和解の合意に達したので、本件事故の処理について、次のとおり和解した。

- (一) 甲は、乙に対し、十六万八千九百十六円の支払義務があることを認める。
- (二) 乙は、その余の請求を放棄する。
- (三) 甲と乙は、甲と乙との間には、本件事故に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。